



射水市告示第146号

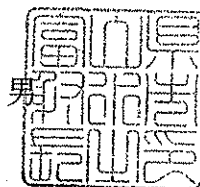
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による射水市大門本江第二土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年10月6日

射水市長 分家 静



字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「あおば台一丁目」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	大門本江	浦川	822の1から822の3まで、823の1から823の3まで、824の1、824の3、824の4、825の1から825の4まで、826の1から826の3まで、827の1、827の3、828の1、828の4、828の5、829の1の一部、830の1の一部、831の1の一部、831の4の一部、831の5、832の5の一部、833の6、833の7、834の1の一部、834の6

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「あおば台二丁目」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	大門本江	浦川	830の1の一部、831の1の一部、831の4の一部、832の1、832の5の一部、832の6、833の1、833の3、834の1の一部、834の4、834の5